

山食セ発第23-47号  
平成23年 9月 5日

各位

株式会社山梨食肉流通センター  
代表取締役社長 貴志 和男

#### 牛枝肉の放射性物質検査の実施について

平素格別のお引き立てをいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、東京食肉市場では、9月5日以降、牛枝肉の放射性物質に係る全頭検査を実施することとなりました。また、多くの食肉卸売市場におきましても既に全頭検査に取り組んでいることから、今後国内で流通する大半の牛枝肉が、放射性物質の検査済みとなることは確実な状況となっております。

このような状況をふまえると共に、社団法人日本食肉市場卸売協会の方針に則り、当社におきましても、下記のとおり市場に上場される牛枝肉の放射性物質の検査（スクリーニング検査）を実施することにいたしましたので、肉牛出荷者の皆様、出荷団体の皆様におかれましては、現状をご理解のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 実施日程

- (1) 平成23年9月8日開催の市場に上場される肉専用種、交雑種（経産牛及び20ヶ月齢未満の子牛等を除く。）の牛枝肉
- (2) 平成23年9月15日以降に開催される市場に上場されるすべての牛枝肉

##### 2 検査方法

- (1) スクリーニング検査（放射性物質が含まれている疑いのある枝肉を選別するための検査）  
NaIシンチレーション・スペクトロメーターによるヨウ素131、セシウム134、セシウム137の測定  
検査方法の詳細は、厚生労働省「放射能汚染された食品の取扱いについて」H23.3.23等による。
- (2) 確定検査  
スクリーニング検査により相当程度高い濃度の放射性物質が検出された場合、山梨県と協議のうえ確定検査を行う。

- 3 検査機関
  - (1) スクリーニング検査  
当社（経営企画室品質管理担当）
  - (2) 確定検査  
山梨県と協議のうえ決定する。
- 4 検査料
  - (1) スクリーニング検査  
上場牛1頭につき 1,000円
  - (2) 確定検査  
山梨県と協議のうえ決定する。
- 5 上場されない牛枝肉の取扱い  
原則として、上場牛と同様の扱いとする。